

青森県報

第三千三百七十二号

平成二十三年
四月六日
(水曜日)

目 次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居室介護事業所の所在地変更の届出	同	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居室介護事業所の所在地変更の届出	同	三
道路の区域の変更	道路課	三
都市計画事業計画の変更認可	都市計画課	四
右 同	同	五
右 同	同	五
建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の名称変更の届出	建築住宅課	六
教育委員会		
県文化財の指定	文化課	六
正 誤		
平成二十三年一月二十八日定例公告中	情システム課	七

告 示

青森県告示第三百三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居室介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	社会福祉法人八甲田会
	主たる事務所の所在地	十和田市大字相坂字高清水七八の二三二
居宅介護事業所	名 称	グループホーム八甲荘
	所 在 地	十和田市大字三本木字西小稲一九五の一
指定年月日	平成二三年四月六日	

青森県告示第三百三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
		仁泉会 医療法人		名 称	介 護 予 防 事 業 者
の 太 八 戸 八 郎 原 内 内 一 山 木 市 大 一 字 大 字 〇 八 字	田 尻 八 戸 八 八 一 内 市 大 一 町 字 大 字 直 字	の 太 八 戸 八 郎 原 内 内 一 山 木 市 大 一 字 大 字 〇 八 字	田 尻 八 戸 八 八 一 内 市 大 一 町 字 大 字 直 字	所 主 たる の 所 在 地 事 務	介 護 予 防 事 業 所
訪 介 問 護 看 予 護 防		生 心 認 介 活 型 知 護 介 共 症 予 護 同 対 防		類 事 業 の 種 防	
み お ヲ 訪 は ン テ 問 し え ー 看 か が シ 護		し ホ グ か ル み ム ー 苑 は プ		名 称	介 護 予 防 事 業 所
"		〇 丁 町 三 七 目 蒼 戸 九 九 前 郡 の 西 階 四 七 上		所 在 地	
"		三 平 三 成 一 一		年 月 日 更	

平成二十三年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

青森県告示第三百四十号

変更後	変更前
村 どんぐり	有限会社 どんぐり
七 生 十 和 町 一 和 一 三 田 三 三 市 の 三 稲 東	二 十 十 二 二 和 の 二 田 三 三 市 五 五 東
	訪 問 看 護
ぐ り ヲ 訪 り ン テ 問 村 ー 看 ど ン シ 護	
七 生 十 和 町 一 和 一 三 田 三 三 市 の 三 稲 東	二 十 十 二 二 和 の 二 田 三 三 市 五 五 東
	三 三 一 一 〇

青森県告示第三百四十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平

変更後	変更前								
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
の 太 八 戸 八 郎 原 内 内 一 山 木 市 大 一 字 大 字 〇 八 字	田 尻 八 戸 八 八 一 内 市 大 一 町 字 大 字 直 字	の 太 八 戸 八 郎 原 内 内 一 山 木 市 大 一 字 大 字 〇 八 字	田 尻 八 戸 八 八 一 内 市 大 一 町 字 大 字 直 字	の 太 八 戸 八 郎 原 内 内 一 山 木 市 大 一 字 大 字 〇 八 字	田 尻 八 戸 八 八 一 内 市 大 一 町 字 大 字 直 字	の 太 八 戸 八 郎 原 内 内 一 山 木 市 大 一 字 大 字 〇 八 字	田 尻 八 戸 八 八 一 内 市 大 一 町 字 大 字 直 字	の 太 八 戸 八 郎 原 内 内 一 山 木 市 大 一 字 大 字 〇 八 字	田 尻 八 戸 八 八 一 内 市 大 一 町 字 大 字 直 字
シ 通 介 ヨ リ 所 護 ン テ リ 予 ン テ ー 防		管 居 介 理 宅 護 指 療 予 導 養 防		通 介 所 護 予 介 護 防		訪 問 介 護 予 防		"	
"		ク 八 戸 リ 在 宅 ニ ツ		！ ス イ 妙 セ サ 水 ン セ 苑 タ ビ デ		"		お ヲ 訪 み ン テ 問 よ え ー 看 う が シ 護	
"		岩 八 戸 泉 市 大 町 七 字		九 妙 八 の 字 戸 一 分 市 枝 大 三 字		一 妙 八 字 分 市 枝 大 三 字		八 妙 八 の 字 戸 三 分 市 枝 大 三 字	
"		"		"		"		"	

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
"		医療法人仁泉会		名称
山一八原戸 一木市大 〇字八太 の八太郎	一内八戸 町市大 字直田八	山一八原戸 一木市大 〇字八太 の八太郎	一内八戸 町市大 字直田八	主たる事務所の所在地
うえが おみよ		みがおは しえ		名称
八戸市大 字妙字 分枝三八 の三		三戸郡階 上町蒼 前西七丁 目九の 四〇七		所在地
"		平成 三三・二 一		年月日

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後別の敷地の幅員	敷地の延長	備考
2	県道	線鶴ヶ坂千刈	青森市大字新城字山田一〇〇の二から青森市大字新城字山田四八の一まで	前 二九・〇〇メートルから 後 二一・八〇メートルまで	一、三五五・〇〇メートル	
1	県道	線鶴ヶ坂千刈	青森市大字石江字江渡五二の二〇から青森市大字石江字江渡九七の四まで	前 三八・〇〇メートルから 後 三〇・五〇メートルまで	一、三五五・〇〇メートル	
				前 三八・〇〇メートルから 後 二〇・二五メートルまで	四四・三四メートル	

変更後	変更前
有限会社とんぐり村	十和田市東二二番町二二の三五
居宅介護支援事業所とんぐり村	十和田市東二二番町二二の三五
十和田市稲生町一三の七	十和田市稲生町一三の七
	三三・一・一〇

青森県告示第百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年五月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、五所川原都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十三年三月二十四日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

五所川原市

二 都市計画事業の種類

五所川原都市計画下水道事業五所川原市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年十二月二十一日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし。

2 使用の部分

変更なし。

青森県告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、十和田都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十三年三月二十四日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

十和田市

二 都市計画事業の種類

三 十和田都市計画下水道事業（十和田市公共下水道）事業施行期間

昭和四十八年十月二十九日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十九年三月二十六日青森県告示第百十八号）の事業地に、大字三本木字一本木沢、大字相坂字高清水、大字深持字南平及び字長根尻の一部を加え、十和田市大字三本木字上平、字千歳森、字北平、字下平、字里ノ沢、字稲吉、字西小稲、字西金崎、大字相坂字相坂、字長漕、大字赤沼字下平、元町西六丁目、元町東五丁目、一本木沢一丁目、一本木沢二丁目、東十五番町、東十六番町、東二十一番町、東二十二番町及び東二十三番町において事業地を変更する。

青森県告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十三年三月二十四日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

弘前市

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画下水道事業（弘前市公共下水道）

三 事業施行期間

昭和三十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分
変更なし

青森県告示第百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
変更前	財団法人 日本建築 センタ―	東京都千代田区外 神田六丁目一の八	一 東京都千代田区外神田六丁目一の八 二 大阪府大阪市中央区南本町一丁目七の一五	平成二十三年四月一日
変更後	一般財団法人 日本建築 センタ―			

教育委員会

青森県教育委員会告示第二号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項、第二十四条第五項及び第三十条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定し、県技芸の保持者に追加認定し、及び県無形民俗文化財に指定する。

平成二十三年四月六日

青森県教育委員会

一 県重宝に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
県重宝	陸奥国津軽郡之絵図 （正保国絵図写）	一鋪	青森市本町二丁目八の一四	青森県

二 県技芸の保持者に追加認定するもの

種別	名称	保持者住所	保持者
県技芸	根笹派大首笹流錦風流 尺八	弘前市大字紺屋町二〇九 一 弘前市大字浜の町西二丁目五の	平尾 雄三 藤田 昌宏

三 県無形民俗文化財に指定するもの

種別	名称	所在地	保護団体
県無形民俗文化財	相内の虫送り	五所川原市相内	相内青年団

正 誤

平成31年 第三三四号	発行年月日 番号
公 告	区 分
二	ペ ー ジ
下	段
後 ろ か ら 一 七 ら	行
千四百三十六万五千三百八十円	誤
千四百三十六万五千三百八十六円	正

情報システム課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭